

劉炫『春秋』學の著述體系

——『述議』『規過』『攻昧』の關係を論じる

王孫 涵之

序論

劉炫、字は光伯、隋の經學者であり、多くの經書の義疏である『述議』を著した。唐の孔穎達が『五經正義』を編纂する際、『尚書』『毛詩』『春秋』の三正義は劉炫の『述議』を底本として増補修訂を加えた。したがって、正義の學說の多くは唐人の獨創ではなく、劉炫の『述議』をはじめとする唐以前の舊疏を踏襲したものである。

しかしながら、國定義疏である『五經正義』の頒布に伴い、劉炫『述議』などの舊疏は次第に勢力を失い亡佚していった。今日、唐以前の義疏學を研究する上では、正義内に保存されている舊疏の說が重要な手がかりとなる。劉炫の『尚書』『毛詩』『春秋』三述議のうち、『春秋述議』は、杜預『集解』に基づくものの、杜注を攻撃する箇所も多く、この點において『五經正義』のいわゆる「疏不破注」、疏の解釋は注に背かないという方針に反している。そのため、『尚書』『毛詩』二正義が劉炫の說と明言せずそのまま舊疏を踏襲しているのとは異なり、『春秋正義』は方針

にしたがって舊疏に反駁するため、劉炫説だと明示した部分が多い。裏を返せば、この駁論を通じて劉炫の『春秋』學を窺うことができるものと考えられる。

後に詳述するが、劉炫の『春秋』關連の著述は『述議』に限らず、『規過』『攻昧』など複數ある。清朝の學者は早くから『春秋正義』の中の劉炫説に着目しており、輯佚としては、王謨『漢魏遺書鈔』の『春秋述義』『規過』や馬國翰『玉函山房輯佚書』の『春秋述義』『規過』『攻昧』があり、逸文を集めて論評を加えるものとしては、邵瑛『劉炫規杜持平』や陳熙晉『春秋規過考信』『春秋述義拾遺』がある。特筆すべきは、劉文淇『春秋左氏傳舊疏考正』である。劉氏は、『春秋正義』の文脈の亂れに着目し、正義内での主張の矛盾や他の正義の主張との異同等を通じて、劉炫の舊疏を特定しようとした⁽¹⁾。このような研究手法は他のものとは一線を畫するものであり、近現代の『五經正義』研究の先驅けとも言えよう。

これらの先行研究によってテキストに對する考證は詳細に行われてきたが、劉炫『春秋』學の著述體系、すなわち『述議』『規過』『攻昧』三書の關係についてはいまだ明らかになっていない。例えば、『規過』は劉炫自身の編纂によるものか、その内容は『述議』からの抜粹か、などについては諸説紛々である。圖書環境が限られていたために、清朝の學者は日本に傳存する『孝經述議』に觸れたことがなかった。したがって、新資料に基づいて劉炫の『春秋』學に關する從來の説を再檢討する必要がある。

本稿は、『孝經述議』を参考にしながら⁽²⁾、先人の研究と照らし合わせて劉炫『春秋』學の著述體系を考察しようとするものである。劉炫の『春秋』學に對する研究を通じて、『五經正義』の編纂や六朝期の『春秋左氏』學の學問形態といった問題に示唆を與えることを望む。

第一章 劉炫『春秋』關係の著述とその體系

劉炫の『春秋』關係の著述について、『隋書』經籍志・『隋書』劉炫傳（本傳）・『舊唐書』經籍志・『新唐書』藝文志・『宋史』藝文志の記載を整理すると以下ようになる。⁽³⁾

- (イ) 『春秋左傳杜預序集解』一卷（隋志）
- (ロ) 『春秋左氏傳述義』四十卷（隋志）・『春秋述議』四十卷（本傳）・『春秋述議』三十七卷（新舊唐志）
- (ハ) 『春秋攻昧』十卷（本傳）・『春秋攻昧』十二卷（新舊唐志）
- (ニ) 『春秋規過』三卷（新舊唐志）
- (ホ) 『春秋述議略』一卷（宋志）
- (ヘ) 『春秋義囊』二卷（宋志）

以上六種のうち、（ヘ）は不詳であり、（ホ）は題名の「略」から『述議』の省略本と推測される。（イ）に關して、隋志は「劉炫注」と稱しており、劉文洪は「注春秋序者、古皆單行」「劉注本自單行、唐人引以列集解之端」と考えていた。⁽⁴⁾ この説に従えば、『春秋述議』には本來杜預「春秋序」に對する疏はないことになる。しかし、『孝經述議』には「古文孝經序」に對する疏が含まれていることから、同様に『春秋述議』にも杜預の序に對する疏があると推測

できるため、劉文淇の説は誤りであると考えられる。『孝經述議』が單疏本の體裁を取るにもかかわらず、「古文孝經序」の部分は疏だけでなく序全文も載っている點から考えると、(イ)は學習などの目的のために、『春秋述議』の「春秋序」の部分を獨立させて疏を注の形式に變更したものでろう。

残る『述議』(ロ)『攻昧』(ハ)『規過』(ニ)の三書のうち、『規過』だけは『隋書』(隋志と本傳)に見えない。その理由について、從來の意見は二つに分かれている。上に示す通り、隋志は『述議』を四十卷と記すが、新舊唐志は『述議』を三十七卷とし、『規過』を三卷とする。新舊唐志の言う『述議』三十七卷と『規過』三卷の卷數を合わせるとちょうど隋志が記す『述議』四十卷に合うことから、陳熙晉や馬國翰は、『規過』は本來『述議』に附録されたが、後世に單行本として『述議』から獨立したと推測する⁵⁾。

一方、劉文淇は『規過』について以下のように述べる。

蓋後人摘疏中所駁杜説、哀集之。光伯規杜氏之失、即具疏中、非別有一書。即「規過」二字、亦孔氏語。必知然者、『隋書』乃魏徵・孔穎達等所撰、經籍志所載皆據見存者、其亡失者亦條列於下。劉炫傳及經籍志俱不載『規過』、則本無是書矣。『春秋舊疏考正』卷一

これによると、『規過』は後人が『述議』の杜注をただ規すところを摘録し、孔穎達『春秋正義』の「規過」という表現に因んで名づけたものだ、というのが劉文淇の考えである。つまり、『規過』は『述議』に由來するものの、本來は劉炫の著述ではないということだ。そのため、『舊疏考正』では『規過』と『述議』を區別しておらず、『春秋正義』の中の劉炫説はすべて舊疏(『述議』)に歸している。この劉文淇の見方は、のちに野間文史氏、喬秀岩氏にも取り入れられ、義疏學の研究において多大な影響力を持っている。

しかしながら、劉炫の『孝經』關係の著述からみると、劉文淇の見解は正しいとは言えない。『孝經述議』序における『述議』の撰述過程に關する説明に、次のような一文がある。

孔傳之訛舛者、更無孔本、莫與比較、作『孝經稽疑』。鄭氏之蕪穢者、實非鄭注、發其虛誕、作『孝經去惑』。⁽⁷⁾

ここから、劉炫が『孝經述議』を撰述する際に『孝經稽疑』と『孝經去惑』を制作したことが分かる。『稽疑』は『孝經』孔安國傳のテキストの疑點を考察するものであり、『去惑』は『孝經』鄭玄注が偽作であることを證明するものである。この二書は隋志には著録されていないが、『日本國見在書目錄』には劉炫の『孝經去惑』一卷が記されており、⁽⁸⁾ 邢昺『孝經正義』には劉炫の『古文孝經稽疑』一篇が言及されている。⁽⁹⁾

『日本國見在書目錄』の著録や『孝經正義』の記載から見ると、『稽疑』と『去惑』は『述議』から獨立した單行本であると考えられる。現存『孝經述議』に「稽疑」や「去惑」の篇目が無いことも、これを裏付ける。また、『稽疑』と『去惑』は、『述議』の撰述とは密切なつながりがあるが、三書の役割は分かれており、内容の面で重複するところが少ないと思われる。管見の限り、現存『孝經述議』の中で孔傳のテキストの疑點に言及する部分は「紀孝行章」疏の一箇所のみであり、⁽¹⁰⁾ 鄭注の眞僞を論じる箇所は無い。この點から、『稽疑』『去惑』の中に『述議』と重複する内容があることは否定できないが、二書は單なる『述議』の抜粹ではなく、劉炫が『述議』を撰述する際に別立てて書いた著述である。

以上より、劉炫の『孝經』學の著述體系は、『述議』『稽疑』『去惑』によって構成されることが分かる。『述議』は、『古文孝經』經注を一文ずつ解釋する「隨文釋義」である。『稽疑』『去惑』は孔傳の校勘や鄭注の眞僞といった特定の問題を論じる專論であり、その形式は不詳であるが、上述の『孝經述議』『紀孝行章』疏の例から考えると、恐ら

く簡條書きの體裁を取る。隋の時、人々は『今文孝經』と鄭注を固守し、新たに現れた『古文孝經』と孔傳に對して多くの疑問を持っていた。⁽¹¹⁾ このような背景で、劉炫は隨文釋義の『述議』五卷のほか、短篇である『稽疑』と『去惑』を著して自分の『孝經』學の主張を明示したと推測される。

劉炫の『春秋』の著述と『孝經』の著述を比較してみると、兩者間には對應關係が見られる。『春秋述議』は『左氏傳』と杜注の隨文釋義であり、『孝經述議』に相當する。『規過』は『春秋左氏傳』杜注の過ちを規正するものであり、『孝經』孔傳を論じる『稽疑』に近い。特に杜注も孔傳も『述議』に選ばれた經書の注だという點は注目すべきである。『攻昧』は、書題から從來の『春秋』說の誤り（「昧」を攻める著述であることが分かる。これは、『孝經』鄭注を論じる『去惑』に近い。『規過』と『攻昧』は『春秋』の特定の問題を論じる專論であるため、『孝經』の『稽疑』と『去惑』に相當する。したがって、劉炫の『春秋』の著述には『孝經』と同じような體系が見え、この體系に屬する『規過』が後世のものだという可能性は極めて低い。

さらに、『孝經』の『稽疑』と『去惑』、『春秋』の『規過』と『攻昧』のいずれの書題も、經書の言葉を踏まえている。『稽疑』は『尚書』洪範「明用稽疑」に、「去惑」は『春秋』成公二年「左氏傳」治煩去惑」に、「規過」は『春秋』昭公四年「左氏傳」王使椒舉侍於後以規過」に、「攻昧」は『尚書』仲虺之誥や『春秋』宣公十二年「左氏傳」の「兼弱攻昧」に見える。この書題からも、『規過』の命名方法は劉炫の習慣に符合しており、後世の人が付けたものではないことが窺える。

以上、書目の著録から劉炫『春秋』學關係の著述を整理したうえで、『孝經述議』序に基づいて劉炫の『孝經』學の著述體系を復原し、『春秋』學との關係を論じた。それによると、劉炫の『春秋』學の著述體系は隨文釋義の『春

秋述議』と、『春秋』の特定の問題を論じた『規過』と『攻昧』によって構成される。『規過』はもとより『述議』から獨立した劉炫の著述であり、『規過』についての從來の説は再考すべきである。

第二章 劉炫『春秋述議』『規過』と孔穎達『春秋正義』の關係

劉炫『規過』の内容は、現在では孔穎達『春秋正義』の引用だけに見られる。しかし、『春秋正義』の底本は劉炫の『述議』であるため、正義に引用されている『規過』の内容が『述議』によるのか、それとも孔穎達が『規過』を引用したのかは不明である。『春秋』の著述體系における『規過』の役割を検討するためには、『述議』『規過』兩書と正義の關係を明らかにする必要がある。

まず、劉炫『春秋述議』の卷數については、隋志の四十卷と新舊唐志の三十七卷の記載がある。『五經正義』は舊疏を底本として修訂を行ったものであるため、各正義の卷數はもととなる舊疏と一致するか、近いものになる。⁽¹²⁾ 例えば、『尚書正義』二十卷・『毛詩正義』四十卷は、劉炫の『尚書述議』二十卷・『毛詩述議』四十卷と完全に一致している。これに基づく、宋刊單疏本の『春秋正義』が三十六卷（舊唐志は三十七卷に作る）であることを考慮すれば、『春秋述議』の卷數も三十七卷とするのが適切であると考えられる。一方で、同じ杜預注に關係するものであるため、流傳の過程で『規過』三卷が『述議』三十七卷に付隨して傳わる事が多く、恐らくはこの結果として隋志に四十卷と記載されるに至ったのだろう。つまり、『春秋正義』の底本は『春秋述議』三十七卷のみであり、『規過』三

卷とは無関係である。

さらに、前述したように劉炫『孝經述議』は『稽疑』『去惑』と内容の重複が少ない。『述議』には『稽疑』と類似した内容が一條含まれるものの、『稽疑』とは明言していない。このことから、『春秋述議』に『規過』の内容に近い記述があったとしても、『規過』と明言されることはないと推察できる。『規過』原書を参照しなければ、関係する『述議』の内容を特定するのは困難だと思われる。

筆者は、孔穎達が『規過』を讀んでいた可能性が高く、さらに『規過』を基に『述議』の内容を補訂したと考える。理由は以下の三つである。

第一に、正義において「規」という語が用いられるのは劉炫が杜預を非難する箇所のみである。一方、劉炫が何休や服虔を非難する箇所では、「規」ではなく「難」の語が使われる。例えば、『劉炫又難何休云』（卷二、七葉表）、「劉難服云」（卷三四、五葉表）とある。また、劉炫のほか、衛冀隆が杜預を非難する箇所でも正義は「難」を用いる。例えば、『衛冀隆難杜云』（卷四、七葉裏）とあるのがこれである。以上より、正義の「規」という表現は劉炫『規過』の書題にちなんだものだと考えられる。

第二に、正義では「規杜」「規杜氏」「規杜過」のように「規」の字は動詞として使われることが多いが、名詞としての用法もあり、その際「規」は書物である『規過』を指す。例えば、隱公元年經「春王正月」の杜注「欲其體元以居正」の疏に次のように言う。

言欲其體元以居正者、元正實是始長之義。但因名以廣之、∴劉炫爲規過云、元正爲取始長之義、不爲體元居正。規釋杜云、欲其體元以居正、謂人君體是元長、以居正位。不欲在下陵奪、處位不終。是劉妄解杜意、不爲體其元

善、居於正道、以規杜氏。其理非也。

正義は、杜注の「體元以居正」を「體其元善、居於正道」の意と解し、杜注は單に「因名以廣之」に過ぎず、「元」「正」の「始」「長」の義を否定したわけではないとしている。そのため、正義は『規過』の「人君體是元長、以居正位」という解釋は杜注を誤解したものだとし、劉炫の杜注に對する規正もまた成り立たないと説く。正義によるこの劉炫への反駁が妥當であるか否かはここでは論じないが、この「規釋杜」の「規」を動詞と見なすと「規たして杜を釋す」となり、「規す」の目的語が缺けている。したがって、この「規」は名詞と見なすべきであり、『規』杜を釋す、すなわち『規過』が杜注を解釋すると讀んだほうが文脈に合う。

また、前文に見られる「爲規過」も「爲ために規過す」でなく、「規過」を名詞として『規過』を為つくる」と讀むべきである。このほか、「劉炫規過云」（卷六、一葉裏）や「劉炫規過以爲」（卷七、二一葉表）もまた、どちらも名詞として解釋すべきであり、書物の『規過』を指していると考えられる。

第三に、孔穎達は『春秋正義』序にて劉炫のことを「規杜氏之失、凡一百五十餘條」と述べたが、實際には正義の中で劉炫の「規」と明言する箇所は百七十數條にのぼる。⁽¹³⁾ この兩者の齟齬については、正義の計算の誤りである可能性も否定できないが、各正義の序を見ると、孔穎達が舊疏の不足を批判することは多いものの、具體的な數を示したのは『春秋正義』のみである。そのため、「二百五十餘條」という數は正義の編纂官によるものでなく、『規過』に基づいていると思われる。正義が『規過』を利用する際、一部の條目を分割して取り上げた可能性があり、結果としてその條數が原書の條數を上回ったと推測される。

以上の三點を踏まえると、正義における「規」や「規過」などの表現は、『規過』の書題に由來するものであり、「規

過」を孔穎達用の用語と見なす劉文洪の見解は誤りである。また、前記の「規釋杜」云々から見ると、『述議』のみならず『規過』にも杜注に對しての解釋が含まれており、正義は劉炫説を示すにあつては『述議』よりも『規過』を主としていたと考えられる。したがって、正義に引用されている『規過』の内容には、『述議』と重複する部分が含まれる可能性はあるものの、孔穎達が『規過』を参照し、それを基に『述議』を一部補訂したことは明白である。

孔穎達は『春秋正義』序の中で劉炫を「習杜義而攻杜氏、猶蠹生於木、而還食其木、非其理也」と批判し、さらに「雖規杜過、義又淺近、所謂捕鳴蟬於前、不知黃雀在其後」と述べた。正義は「疏不破注」を墨守しているが、杜注を批判する立場に立つ劉炫の『春秋』説はまさにそれに反している。しかしながら、『述議』の杜注と合わない解釋を改訂したにもかかわらず、孔穎達はなぜ敢えて『規過』を参照し、正義に百七十數條ほど引用したのだろうか。筆者は、以下の二つの理由があると推測する。

第一に、『春秋述議』は文量が多かつたため、『規過』の條目を利用することによって、孔穎達が『述議』の杜注と合わない箇所を特定し改訂ができたこと。正義の編纂は短期間で慌ただしく行われたため、多くの部分は舊疏をそのまま踏襲しており、十分な加筆修正は施されなかった。正義に「大隋」という表現が残されている箇所があることはすでに指摘されており、その粗雑さの一端が窺える。¹⁵⁾各正義の序によると、『尚書』『毛詩』二正義の底本（舊疏）には問題が少ないが、『周易』『禮記』『春秋』三正義の底本には、それぞれ疏が「注を破る」問題が見られる。しかし、『周易』『禮記』二正義と比べると、『春秋正義』は劉炫と杜注の矛盾を最も綿密に處理しており、「疏不破注」の方針が比較的よく守られている。この成果の大部分は、恐らく『規過』に記された百五十餘りの條目が提供した示唆に據ると考えられる。

第二に、正義は『五經』の標準的な解釋を提供する以外にも、「疏不破注」という規範を確立するために、舊疏の説に對して批判を行う必要があつたこと。六朝以來、南北の經書解釋が異なる局面に對して、『五經正義』は「疏不破注」を主張し、義疏の解釋を一つの「注」に限定することによつて、經書解釋を統一しようとした。しかし、正義が編纂された初唐期において、劉炫などの前代の舊疏は學者の間に大きな影響力を持つており、新たな規範を確立するためには、舊疏の説を批判しなければならなかつた。このような理由から、正義は舊疏の中で注に對する非難が見られる部分をすべて削除するのではなく、典型的なものを引用した上で批判を加え、あるいは「今所不取」といった語によつて取捨選擇を明確にしているのである。¹⁶⁾ 杜預注を非難する『規過』はまさに「注を破る」の典型である。さらに、次章で詳論するが、『規過』は劉炫の『春秋』學の綱領に相當し、『述議』を學ぶ者には廣く知られていた。底本である『述議』でなく、正義が『規過』を取り上げて批判するのは、そのためである。

以上、劉炫『春秋述議』『規過』と孔穎達『春秋正義』の關係について考察を行った。『規過』と『述議』の内容にどれほどの重複があるかは分からないが、孔穎達は明らかに『規過』そのものを見たことがあり、さらに正義を編纂するとき『規過』を用いて底本である『述議』に手を加えていた。正義は百七十數條の『規過』の引用を通じて、從來の劉炫の説を打倒し、「疏不破注」という新たな規範を確立しようとしたのである。

第三章 『規過』の體裁と六朝期の『春秋左氏』學

上記の考察より、劉炫の『規過』は杜注の過ちを規す著述であり、百五十餘條の論難によって構成されていることが分かる。では、このような著述の體裁は、何に由來しており、劉炫以前の『春秋』學とどのような關係にあるのだろうか。また、『規過』は當時いかに利用され、隨文釋義である『述議』とどのような關わりがあるのだろうか。本章では、『規過』の體裁をめぐって、六朝期の『春秋左氏』學の關連史料を繙いてこれらの問題を探っていききたい。⁽¹⁷⁾

『規過』の逐條論難の體裁は、遅くとも漢代に遡ることができる。漢代の今文派と古文派の論争において、相手の誤りを條ごとに整理して論難する體裁が盛んであった。『春秋』關連の例を挙げれば、後漢の李育は「難左氏義四十一事」(『後漢書』本傳)というように、『左氏』に關する疑義を箇條書きにして四十一條(事)の論難を作った。また、すでに亡佚したものの、逸文から見れば、何休の『公羊墨守』『左氏膏肓』『穀梁廢疾』、そしてそれを非難する鄭玄の『發墨守』『針膏肓』『起廢疾』も箇條書きの論難書である。

六朝に入ると、今古文の論争はようやく落ち着いていたが、『春秋左氏』學における服虔注と杜預注の優劣をめぐる論争が始まった。『北史』儒林傳によると、北朝が服虔注を主に用い、南朝が杜預注を主に用いた。とはいえ、南北間の學者の交流は少なくなかったため、北朝でも杜預注が教授され、南朝でも服虔注が教授された。これに伴い、次第に服注と杜注の優劣を論じるものが出てきた。このような論争の一翼を擔う媒體こそ、まさに漢代以來の箇條書きの論難書であった。

例えば、崔靈恩は先に北朝の魏に仕えてから後に南朝の梁に入った人物であるが、『梁書』本傳に次のように言う。

靈恩先習『左傳』服解、不爲江東所行。及改說杜義、每文句常申服以難杜、遂著『左氏條義』以明之。時有助教虞僧誕又精杜學、因作申杜難服、以答靈恩、世並行焉。

「申服以難杜」という表現と『左氏條義』の「條」字から、『條義』は逐條論難の體裁だと推測できる。本傳には別に『左氏條例』十卷という記述があり、これは『條義』のことだと思われる。一方、隋志には當該書物は著録されておらず、崔靈恩には『春秋左氏傳立義』十卷があるとだけ見える。「立義」とはすなわち講義者が義（論）を立てて、他人との問答や論難を通してそれを明らかにすることである。論難の點においては「立義」は『左氏條義』の體裁に通ずるので、兩書は同一書であるかもしれない。

南朝の陳に至ると、王元規が古來杜注に對する非難百八十條に答えて、杜注を辯護した。『陳書』本傳に次のように言う。

自梁代諸儒相傳爲『左氏』學者、皆以賈逵・服虔之義難駁杜預、凡一百八十條、元規引證通析、無復疑滯。

この百八十條に崔靈恩『左氏條義』も含まれていたかについては現在考察できないが、當時逐條論難の體裁が流行していたことに疑いはない。王元規の著作には『春秋發題辭』（『陳書』本傳）と『續沈文阿春秋左氏傳義略』十卷（隋志）があるが、百八十條に對する解答がどちらに收録されているかは不明である。他にも、陳・隋の際に張冲が『春秋義略』を編纂したが、『隋書』本傳の「異於杜氏七十餘事」という記述から、逐條論難の内容が含まれていたと推測できる。

一方、北朝の學者が『左傳』注の優劣を議論するときも、南朝と同じく逐條論難の體裁を取っていた。東魏の時、

衛冀隆と賈思同の服注と杜注に關する論争がまさにそうであつた。『魏書』賈思同傳に次のように言う。

思同之侍講也、國子博士遼西衛冀隆爲服氏之學、上書難杜氏『春秋』六十三事。思同復駁冀隆乖錯者十一條。互相是非、積成十卷。詔下國學集諸儒考之、事未竟而思同卒。卒後、魏郡姚文安・樂陵秦道靜復述思同意。冀隆亦尋物故、浮陽劉休和又持冀隆說。至今未能裁正焉。

服注に贊同する衛冀隆と杜注に贊同する賈思同は、互いに相手の誤りを條ごとに整理して非難し、最終的に兩者の論難の記録は十卷の長さに達した。後に、姚文安・秦道靜・劉休和がこの論争を受け繼ぎ、それぞれ自説を展開した。そのうち、衛冀隆の「難杜氏『春秋』六十三事」中の九條と、秦道靜が杜注を辯明する「釋杜」五條は、『春秋正義』に見られる。

また、『北史』李崇祖傳によれば、姚文安は「難服虔左傳解七十七條」をまとめて『駁妄』を著したが、それに對して北齊の李崇祖が服虔注を辯護するために『釋謬』を著した。他にも、『周書』本傳によれば、北周の樂遜が『春秋序義』を著して「通賈・服說、發杜氏違」としたが、その體裁がどうであつたかは不明である。

以上から分かるように、服注と杜注の優劣論は六朝期の『春秋左氏』學の重要問題であり、それをめぐつて南朝・北朝どちらにおいても論争が盛んになつていた。箇條書きの論難書を通じて、後世の學者は前代に提起された問題を知り、それに回答したり、あるいは新たな論難を加えたりして議論を續けていた。他の經書と比べて『左傳』の文量は非常に多いため、全書を通して説明する隨文釋義よりも、逐條論難のほうが經學者の思索をよく傳えることができ、さらに文量が少なく流布にも適していた。このような理由から、南北を問わず逐條論難の體裁が流行したのでらう。

百五十餘條の論難から成る『規過』は、まさにこの背景で生まれたものである。逐條論難の體裁のほか、『規過』

の内容も六朝以來の服注と杜注をめぐる論争の延長線上にある。杜注の過ちを規す主旨は言うまでもなく、正義に「劉炫以服義規之」（卷一四、一三葉表）「以服意而規杜」（卷三九、一四葉裏）との記述からもかつての論争を想起させる。服・杜論争に對する回答という點から考えると、劉炫の思索が凝縮されている『規過』は、その『春秋』學の綱領とも言えよう。正義が劉炫を批判する際、『述議』より『規過』のほうを取り上げているのはそのためである。

最後に注意しておきたいのは、論難書と隨文釋義の關係である。前述の崔靈恩の例であるが、「及改說杜義、每文句常申服以難杜、遂著『左氏條義』以明之」という記載から、崔靈恩は杜注を利用して『左傳』を講義したうえで、講義の「服を申べ杜を難」ずるところを記して『左氏條義』を著したことが分かる。『梁書』本傳によれば、崔靈恩は『左氏條義』のほか、『左氏經傳義』二十二卷という著書がある。これは、恐らく崔靈恩の講義録に基づく隨文釋義だろう。同じ講義に由來するため、論難書である『左氏條義』と隨文釋義である『左氏經傳義』は親密な關係があると推測される。劉炫の『述議』と『規過』の撰述の先後については不明であるが、崔靈恩のものと同じく講義に由來するものだろう。

『春秋正義』序において、孔穎達は六朝の沈文阿や蘇寬の疏を「沈氏於義例粗可、於經傳極疏。蘇氏則全不體本文、唯旁攻賈・服。使後之學者、鑽仰無成」と評價している。隋唐以降のものと比べて、六朝の隨文釋義は經書の義例や注の優劣など特定の經學の問題に重點を置き、經傳本文に對する解説が不足しがちであった。一方、孔氏の「劉炫於數君之内實爲翹楚」という稱賛から、劉炫の『述議』は隨文釋義として『春秋』經傳本文に對する解説が詳細であることが窺える。劉炫の『春秋』學の著述體系から考えると、『規過』や『攻昧』といった『春秋』學に關する專論があつたため、『述議』は經傳の解説に重點を置くことができたのだろう。劉炫が撰述する際、隨文釋義の『述議』は

『左傳』の學習者（「後之學者」）のため、專論である『規過』や『攻昧』は『春秋』の専門家のため、という構想があつたと思われる。

以上の考察をまとめると、劉炫『規過』の逐條論難の體裁は、漢代に遡ることができ、六朝期の論難書によく見られるものである。後世に正義から抜粹されたという劉文淇の説は妥當ではない。服・杜優劣論という六朝期の『春秋左氏』學の重要問題に答えようとする『規過』は、劉炫の『春秋』學の綱領に当たり、『春秋』學の専門家のためのものである。その一方、隨文釋義の『述議』は『左傳』の學習者のためのものである。兩書の役割は異なるが、同じ『左傳』杜注に關する著述であるため、流布の過程で『規過』が『述議』に附屬する四十卷本が登場したと考えられる。

第四章 『攻昧』の内容に對する推測と佚文の檢討

劉炫の『攻昧』の内容に關して、清の王謨は「其（正義）中有旁攻賈・服及何休語、疑即屬『攻昧』文」（『規過』序錄）と言ひ、後の馬國翰も「孔氏正義引炫難賈逵・何休・服虔及或說、反覆掊擊、『攻昧』之佚文也」（『春秋攻昧』序）と言ふ。つまり、正義に見られる劉炫が賈逵・何休・服虔など杜注以外の説を非難する内容は『攻昧』だとしている。馬國翰はこのような考えに基づき、『春秋正義』や楊士勛『穀梁疏』から十條の佚文を集めて『春秋攻昧』として『玉函山房輯佚書』に收録した。

『孝經』學と『春秋』學の著述體系が類似している點から推測すると、『稽疑』は孔傳を、『去惑』は鄭注を論じるものなので、『規過』が杜注を論じるものである以上、『攻昧』もまた『左傳』の注を論じるものだと考えられる。そして、當時杜注以外で最も勢力を有していた『左傳』注が服注であったことを考慮すれば、『攻昧』は服注に對する批判である可能性が高い。しかし、正義には劉炫が服注を非難する文章がいくつか見られるにもかかわらず、『規過』とは異なり、正義は劉炫が服注を「難（ず）」と記すだけで、「攻（む）」とは言わない。したがって、これらの記述は『述議』に由來する可能性があり、そのまま『攻昧』の内容と見なすのは困難だと思われる。

また、『規過』三卷と比べると『攻昧』は十卷（新舊唐志は「十二卷」に作る）に及ぶため、王謨や馬國翰が指摘するように、服注以外にも賈逵や何休に對する批判があるかもしれない。現存文獻には「攻昧」と題した引用が見つかっていないため、『攻昧』の内容に關する議論は推測の域を出ない。

ただし、馬國翰が輯佚した『春秋攻昧』のうち、『穀梁疏』から抜粹した一條は、『攻昧』ではなく劉炫の『論語述議』の内容であると考えられる。莊公二十七年の『穀梁傳』「衣裳之會十有一」云々に對する楊士勛の疏は下記の通りである。

「衣裳之會十有一」者、謂從北杏至葵丘也。『論語』稱九合諸侯者、貫與陽穀二會、管仲不欲、故去之。自外唯九合也。「兵車之會四」者、洮・鹹・牡丘・淮也。不數侵蔡伐楚者、以二者征伐非會故也。鄭玄『釋廢疾』云、「自柯之明年、葵丘以前、去貫與陽穀、固已九合矣。」則鄭意不數北杏、自外與范注同也。不數北杏、所以得九合諸侯者、先師所說不同。或云、「去貫與陽穀」、與、猶數也。言數陽穀故得爲九也。或云、葵丘會盟異時、故分爲二。或取公子結與齊桓・宋公盟爲九。故先師劉炫難之云、「貫與陽穀、並非管仲之功、何得去貫而數陽穀也。若以葵

丘之盟、盟會異時而數爲二、則首戴之會亦可爲兩也。離會不數、鄆盟去公子結、則唯有齊・宋二國之會、安得數之。二三之說、並無憑據。」故劉氏數洮會爲九。以數洮會爲九、兵車之會又少其一、故劉以『傳』誤解之、當云

「兵車之會三」。案洮會下亦無云「兵車之會」、則傳文不應兩處皆誤、是亦可疑也。

『穀梁傳』に對する疏だが、鄭玄說において『論語』憲問「桓公九合諸侯、不以兵車」の「九合」が具體的に何を指しているか、ということが議論の焦點である。まず『穀梁傳』范寧注にしたがつて、十一回の「衣裳之會」と四回の「兵車之會」の時間と場所を下記のように整理した。

衣裳之會 ①（莊）十三年會北杏 ②十四年會鄆 ③十五年又會鄆 ④十六年會幽 ⑤二十七年又會幽 ⑥僖元年會榘 ⑦二年會貫 ⑧三年會陽穀 ⑨五年會首戴 ⑩七年會寧母 ⑪九年會葵丘

兵車之會 ①僖八年會洮 ②十三年會鹹 ③十五年會牡丘 ④十六年會淮

『論語』は「不以兵車」と明言しているので、「九合」は「兵車之會」でなく「衣裳之會」を指している。鄭玄の「九合」説について、『釋廢疾』には「自柯之明年、葵丘以前、去貫與陽穀、固已九合矣」という。柯の會は莊公十三年の冬のことであるため、「自柯之明年」と言うように、①莊公十三年の春の北杏の會は數えない。また、「去貫與陽穀」というように、⑦貫の會と⑧陽穀の會は數えない。しかし、このように計算すると八回にしかならず、「九合」という數と合わないため、前代の學者（先師）たちが三種の説を作り上げて、その辻褄を合わせようとした。ある説は⑧陽穀の會を數え、ある説は⑪葵丘の會を二回数え、ある説は莊公十九年の秋の公子結と齊國・宋國の會を數え

る。

劉炫はこの三つの説に納得しておらず、それぞれに反論したうえで自説を述べている。それによると、「兵車之會」の①洮の會は「九合」に含まれ、莊公二十七年の『穀梁傳』「兵車之會四」は「兵車之會三」の誤りだとしている。しかしながら、①洮の會について僖公八年の『穀梁傳』は「兵車之會」と明言しているため、劉炫説に従えば、この部分もまた誤りだということになる。經書の中で二箇所とも誤っているという状況は極めて少ないので、楊士勛は劉炫説を引用した後に、「是亦可疑」と述べている。

『論語』鄭玄注の敦煌本やトルファン本はどちらも憲問篇のこの部分が缺落しており、また古書が引用する鄭玄説はそれぞれ齟齬があり一致をみていないことから、鄭玄の「九合」説が果たして何を指していたのかは古來議論が多く、ここでは詳論しない。⁽¹⁸⁾

上述の内容からみると、『穀梁疏』が引用する劉炫説は『穀梁傳』の校訂の問題には言及するものの、その論述の中心は『論語』「九合」の鄭玄説にあったことがわかる。そのため、この部分の劉炫説は恐らく『攻昧』ではないと思われる。清の陳熙晉はこれを劉炫『論語述議』だと推測したが、⁽¹⁹⁾ 具體的な論據は示さなかった。

筆者は『論語述議』について考察し、『述議』が依據する『論語』注は鄭注であり何晏『集解』ではないことを發見した。⁽²⁰⁾ 「九合」について『論語集解』は鄭注を引いていないため、この部分は鄭注に依據する『論語述議』の可能性が高い。

さらに、『後漢書』延篤傳「管仲以九合爲仁功」に對して、唐の李賢の注は次のように言う。

『論語』孔子曰「桓公九合諸侯……」九合者、謂再會於鄆、兩會于幽、又會檉・首止戴・甯母・洮・葵丘也。

(21)

李賢の「九合」説は「衣裳之會」の①北杏・⑦貫・⑧陽穀を数えず、「兵車之會」の①洮を計算に入れるもので、劉炫説と一致する。『後漢書』李賢注が用いた『論語』注は鄭注に基づいているため、李賢の「九合」説は『論語』鄭注の疏すなわち劉炫の『述議』を参照した可能性が高い。このこともまた、劉炫の「九合」説が『論語述議』から出たものである重要な證據である。

以上より、楊士勛『穀梁疏』に見える劉炫説および劉炫が非難した三種の「先師」説は、『攻昧』でなく『論語述議』の佚文だと考えられる。『穀梁傳』に對して、劉炫は自身について「用功差少」（『隋書』本傳）と述べている。たしかに、劉炫の「九合」説からみると、『穀梁傳』の文言を改めることを急いでいるようであり、『穀梁傳』全書の體系は考慮できていない。これは、劉炫の『穀梁傳』に對する認識不足を反映するものだろう。このことから、『攻昧』は『春秋』三傳を廣く論じたものではなく、服注など『左傳』注を論じた著述であることが推察される。

結論

以上、『孝經述議』などの資料を利用して、劉炫の『春秋』學の著述體系について『春秋述議』『規過』『攻昧』三書の關係から検討を行った。劉炫は『左傳』の隨文釋義である『述議』のほかにも、『春秋』學の特論である『規過』『攻昧』を著した。孔穎達は『春秋正義』を編纂する際、『規過』を利用して『述議』に對する増補修訂を行っていた。逐條論難の『規過』は、六朝期の『春秋左氏』學を受け継ぐものであり、その内容は『左傳』服注・杜注優劣の

論争の延長線上にあるものであった。『攻昧』は不明な点が多いものの、服注など『左傳』注を論じた著述であると推測される。『穀梁疏』に見える劉炫説は、『攻昧』でなく『論語述議』の内容である。

著述の數量からみると、劉炫の經書學における『春秋』と『孝經』の重要性は高いと言えよう。劉炫の『尚書』や『毛詩』の著述にも同様の體系が見えるか、また『五經正義』の編纂と如何なる關係があるのかについては、今後の課題として検討したいと思う。

〔附記〕本論文の初稿は『左傳』——經史之路』學術ワークショップ（二〇二四年六月・湖南大學嶽麓書院）で口頭發表したことがある。修訂の際、北京大學大學院博士課程の余越氏の指摘を得た。氏の『左傳』舊疏新考』（刊行待ち）にも劉炫の『春秋述議』と『規過』の關係を論じたところがあるので、本稿と合わせて參考されたい。

注

- （1）野間文史『春秋正義を讀み解く』（東洋古典學研究會、一九九五年、五〇頁）、喬秀岩『義疏學衰亡史論』（白峰社、二〇〇一年）第二章第一節を參照
- （2）林秀一『孝經述義復原に關する研究』（林先生學位論文出版記念會、一九五三年）を參照
- （3）本稿が利用した二十四史のテキストは中華書局本による。以下同じ。

- (4) 『春秋左氏傳舊疏考正』卷一
- (5) 陳熙晉「河間劉氏疏目考」「春秋規過」三卷：蓋從『述義』中別出單行者也。』（『陳熙晉集』、中華書局本、六六一頁）馬國翰『春秋規過』序「知『北史』『隋志』皆以『規過』附於四十卷內、唐始分著之也。」（『玉函山房輯佚書』卷三八）
- (6) 野間文史『五經正義の研究』（研文出版、一九九八年、一八七～一八九頁）、前掲注（1）喬著書第二章第一節を参照
- (7) 前掲注（2）林著書、六四頁
- (8) 古典保存會（一九二五年）の複製本による。
- (9) 「隋開皇十四年、祕書學生王逸於京市陳人處買得一本送與著作王劭、以示河間劉炫、仍令校定。而此書更無兼本、難可依憑、炫輒以所見率意刊改、因著『古文孝經稽疑』一篇。」『孝經注疏』序、四葉表。本稿が利用した『十三經注疏』のテキストは阮元本による。以下同じ。
- (10) 「奉生之道二」、居也、養也。「事死之道三」、疾也、喪也、祭也。王劭以爲疾屬生、不屬死、當云「奉生之道三」。劉焯以爲：謂改之爲允。炫案：既以爲疑、且存其舊業。」前掲注（2）林著書、四五〇頁
- (11) 『隋書』經籍志「儒者誼誼、皆云炫自作之、非孔舊本、而祕府又先無其書。」
- (12) 拙論『禮記子本疏義』分卷考』（『東方學』一四二、二〇二一年）を参照
- (13) 正義所引『規過』の條數について、王謨は「一百七十二條」（『規過』序錄）、陳熙晉は「一百七十三條」（『春秋規過考信』自敘）、馬國翰は「二百七十餘條」（『春秋規過』序）としている。

- (14) 馬國翰『春秋規過』序「孔氏正義序謂杜氏之失、凡一百五十餘條、而正義所引、乃有一百七十餘條。或有一條內、連及數事、正義分載各經傳注下者。」
- (15) 王鳴盛『蛾術篇』卷一「唐人尚書等疏承襲前人」條
- (16) 拙論「義疏學の轉換」(『中國思想史研究』四〇、二〇一九年)を参照
- (17) 六朝期の『春秋左氏』學について、前掲注(6)野間著書の第五章が詳細であり、本稿はそれによるところが多い。
- (18) 劉寶楠『論語正義』を参照
- (19) 陳熙晉「河間劉氏書目考」、『陳熙晉集』、中華書局本、六六四～六六五頁。
- (20) 拙論「劉炫の『論語』學」(『集刊東洋學』一三〇、二〇二四年)を参照
- (21) 僖公五年の『春秋經』について、『左傳』は「會王世子于首止」に作るが、『公羊傳』と『穀梁傳』は「會王世子于首戴」に作る。ここの「首止戴」は、兩者を踏まえているのだろう。
- (22) 月洞讓「論語鄭氏注興廢考」、同氏著『輯佚論語鄭氏注』(自家版、一九六三年)を参照